

第1回 救急業務に携わる職員の 教育のあり方に関する作業部会

次 第

日時：平成24年8月7日（火）
14時00分～16時00分
場所：全国町村会館 ホールB

1 開 会

2 あいさつ 消防庁 審議官 高倉 信行

3 委員紹介

4 議 題

- (1) 救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会検討項目について
- (2) その他

5 閉 会

【配布資料】

- ・ 資料2 救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会検討資料
- ・ 資料2－1 過去の検討結果
- ・ 資料2－2 過去の通知等の概要
- ・ 資料3 【参考】救急業務実施基準
- ・ 資料4 救急業務に携わる職員の教育のあり方に関するアンケート票（案）
- ・ 参考資料 横浜市における「指令管制員に対する教育」

救急業務のあり方に関する検討会
「救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会」

委員名簿

(敬称略、五十音順、○は部会長)

浅利	靖	(弘前大学大学院医学研究科救急・災害医学教授)
大极	隆	(千葉市消防局警防部救急課長)
岡本	征仁	(札幌市消防局警防部救急課長)
小林	明宏	(芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課課長補佐)
小林	一広	(東京消防庁救急部救急指導課長)
坂本	哲也	(帝京大学医学部教授)
田邊	晴山	(救急救命東京研修所教授)
玉川	進	(旭川医療センター病理診断科医長)
名取	正暁	(横浜市消防局警防部司令課長)
林	靖之	(大阪府済生会千里病院救命救急センター副センター長)
福井	豊	(神戸市消防局警防部救急課長)
松川	茂夫	(東京消防庁救急部参事兼救急管理課長)
三浦	弘直	(東京消防庁警防部副参事・指令担当)
山口	芳裕	(杏林大学医学部救急医学教授)
○横田	順一朗	(市立堺病院副院長)
オブザーバー		
井上	元次	(消防庁消防・救急課課長補佐)
徳本	史郎	(厚生労働省医政局指導課救急医療専門官)
平中	隆	(横浜市消防局警防部救急課長)

救急業務のあり方に関する検討会
「救急業務に携わる職員の教育強化等に関する作業部会」 班別構成員（案）

※敬称略五十音順

【救急救命士の教育のあり方検討班】

	所 属	備 考
大 極 隆	千葉県消防局警防部救急課長	
岡 本 征 仁	札幌市消防局警防部救急課長	
小 林 一 広	東京消防庁救急部救急指導課長	
田 邊 晴 山	救急救命東京研修所教授	
山 口 芳 裕	杏林大学医学部救急医学教授	班 長

【救急隊員の教育のあり方検討班】

	所 属	備 考
浅 利 靖	弘前大学大学院医学研究科救急災害医学教授	班 長
小 林 明 宏	芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課課長補佐	
玉 川 進	旭川医療センター病理診断科医長	
福 井 豊	神戸市消防局警防部救急課長	
松 川 茂 夫	東京消防庁救急部参事兼救急管理課長	

【通信指令員の教育のあり方検討班】

	所 属	備 考
坂 本 哲 也	帝京大学医学部教授	班 長
名 取 正 暁	横浜市消防局警防部司令課長	
林 靖 之	大阪府済生会千里病院救命救急センター副センター長	
三 浦 弘 直	東京消防庁警防部副参事（指令担当）	

平成24年度 救急業務に携わる職員の 教育のあり方に関する作業部会

検討資料

平成24年8月7日
消防庁

作業部会の位置付け①

平成24年度救急業務のあり方に関する検討会

救急業務の高度化

- ・救急業務の高度化（ICT技術を活用した救急活動）等

救急と医療の連携

- ・「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」の具体的な運用や改善状況等

応急手当の普及促進

- ・救命入門コースやe-ラーニングなど分割型講習の検討等

救急需要増大の要因分析

- ・救急出動が増加する要因等について

救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会

救急救命士の教育のあり方

- ・指導的立場の救急救命士について
- ・救急ワークステーション方式の効果 等

救急隊員等の教育のあり方

- ・消防本部内における生涯教育のあり方
- ・救急隊全体における教育体制の充実強化策 等

通信指令員の救急に係る教育のあり方

- ・指令員による口頭指導要領の調査・検討 等

「救急業務実施基準について」の見直し

- ・別表（救急車に積載する救急資機材）の見直し・検討

作業部会の位置付け②

救急業務のあり方に関する検討会

救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会

「通信指令員」の救急に係る
教育のあり方検討班

「救急隊員」の資格を有する
職員の教育のあり方検討班

「救急救命士」の資格を有する
職員の教育のあり方検討班

※
救急業務実施基準見直しの検討

教育に係る現状と課題 〈現状①〉

救急隊員教育等に関する検討結果

(資料2-1)

●救急業務高度化推進検討会(メディカルコントロール部会)(H.19～22年度)

- 救急救命士の再教育プログラムについて(H.19年度)
 - ・病院実習コアカリキュラムの例示、MC協議会の役割など
- 救急隊員の育成等のあり方に関する検討(H.21年度)
 - ・救急隊への教育内容、評価表を用いた評価等の例示など
- 救急救命士を含む救急隊員の教育のあり方(H.22年度)
 - ・消防本部に対する教育に関するアンケート調査の実施

●「社会全体で共有する緊急度判定(トリアージ)体系のあり方検討会(H.23年度)

- 救急隊員、通信指令員に対する教育について
 - ・「緊急度判定プロトコルの標準的運用ができるよう、通信指令員等に対して適切な訓練・教育の機会が確保されることが不可欠である」

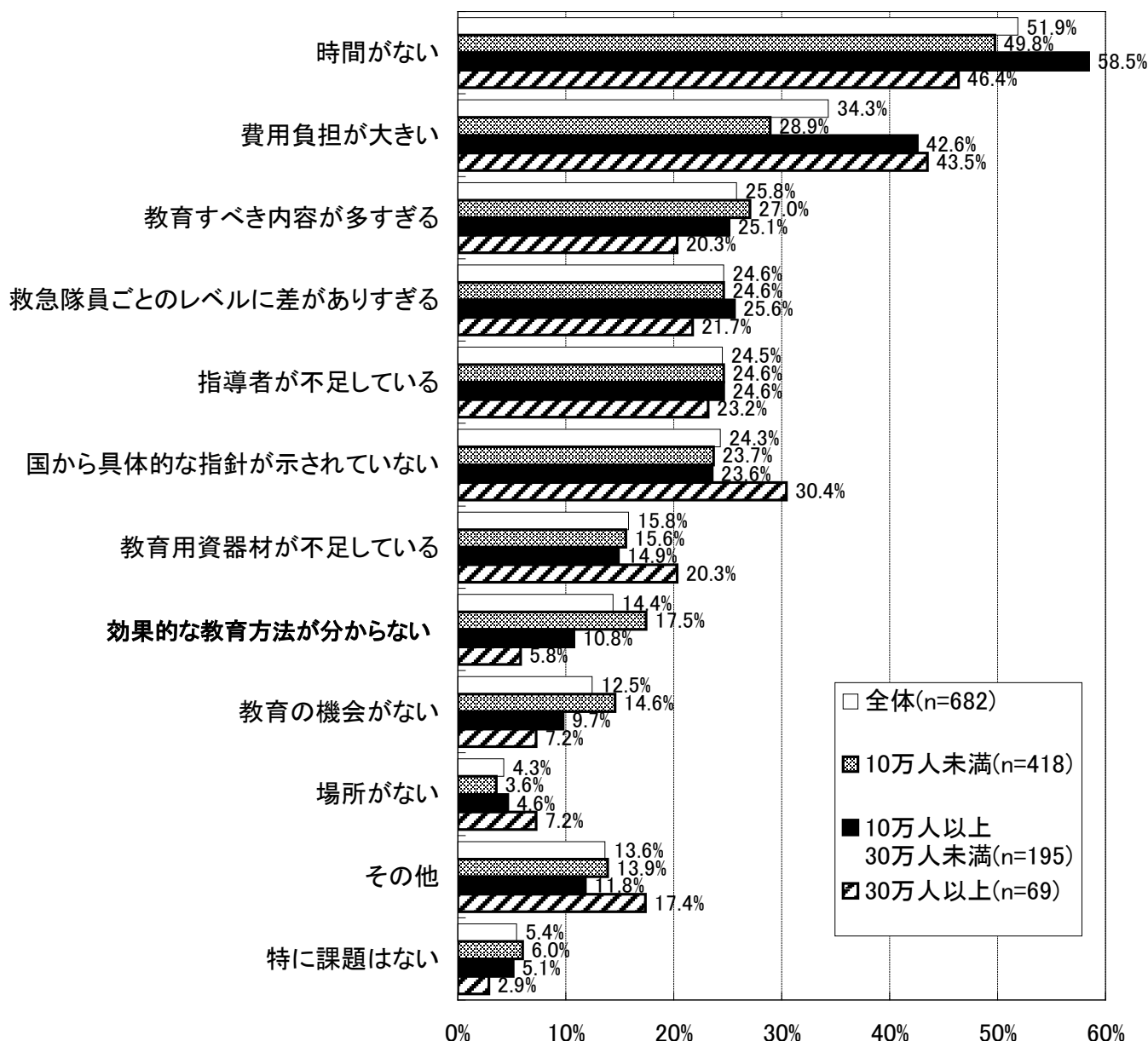
〈参考〉隊員教育に関するアンケート結果

※平成22年度救急業務高度化推進検討会MC作業部会結果

管轄人口規模別

教育訓練上の問題点や今後の課題

(消防本部回答n=802)

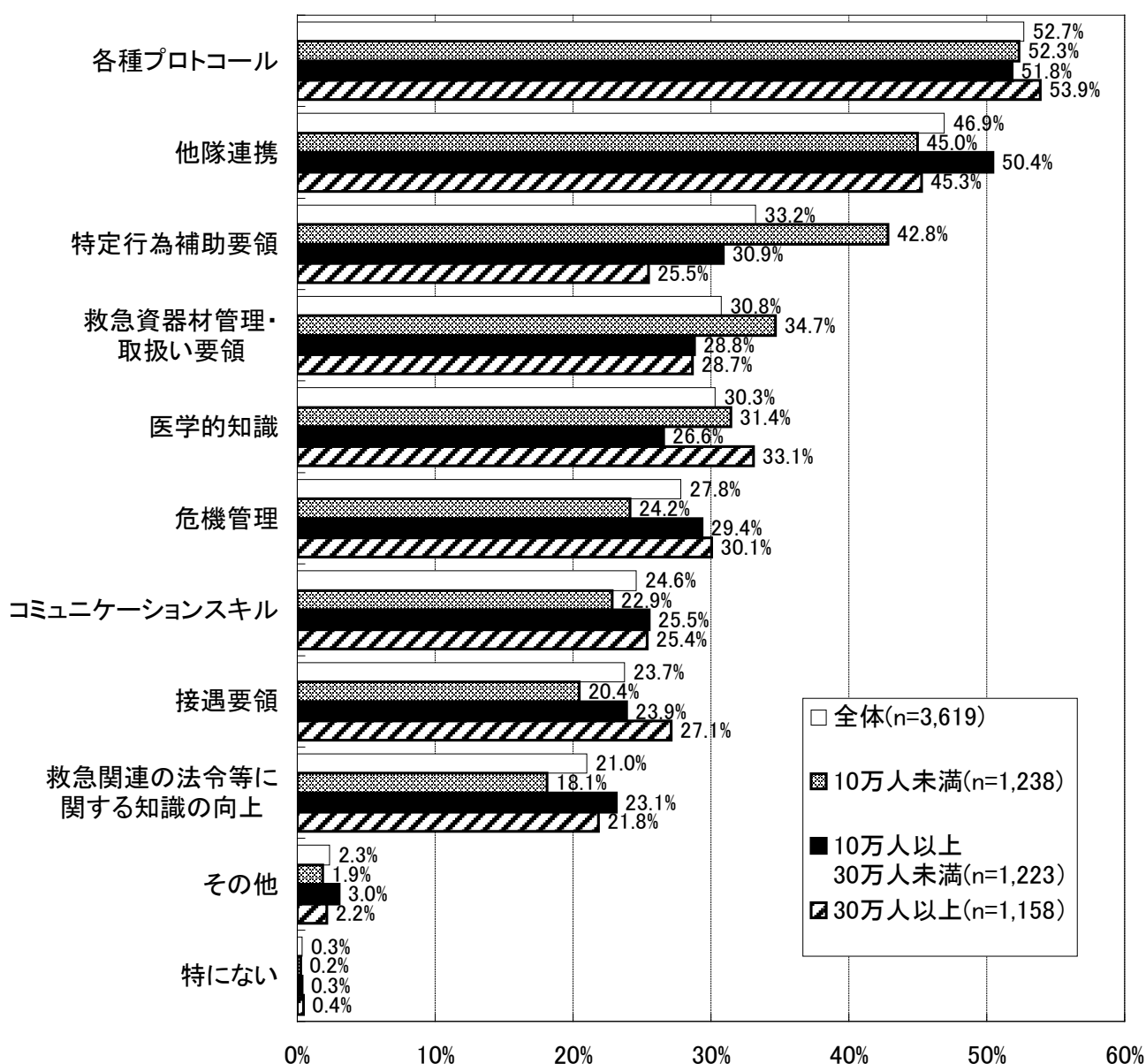


〈参考〉隊員教育に関するアンケート結果

※平成22年度救急業務高度化推進検討会MC作業部会結果

管轄人口規模別

今後必要な教育・訓練（救急隊回答n=3,619）



〈参考〉隊員教育に関するアンケート結果

※平成22年度救急業務高度化推進検討会MC作業部会

《救急隊が感じている問題点や今後の課題、意見等》※抜粋

- 統一された内容が全国で訓練されるように、ウェブ上での訓練のプロセスの提示・提案を公開し、全国の救急隊がそれを参考にして訓練ができるように、目標設定から方法、訓練想定など内容を示してはどうか。
- 失敗事例や対処に苦慮し結果的にうまくいかなかった事例はあまり公表されていない。国レベルでまとめ教養資料として開示していただきたい。
- 救急救命士を教育する救急救命士の育成に力を入れていただきたい。
- 救急救命士・救急隊員とも病院実習の機会を設け、患者に対する実習を通じて、救急現場での医療的技術・判断・接遇を習得させていきたい。
- 救急隊は診察結果や転帰について、医師や医療機関からフィードバックがあれば次の業務につながると思われる。



アンケート調査等を受けて

平成22年度メディカルコントロール作業部会報告書

「今後、消防本部の規模や体制等にかかわらず、全国で一定の質が担保された教育を実施できるよう検討していく必要がある」

教育に係る現状と課題 〈現状②〉

救急隊員教育に関する過去の通知等

(資料2-2)

●救急業務実施基準(昭和39年)

- ・第7条(消防長の責務:救急隊員教育)
- ・第26条(特殊災害に対する計画の策定及び訓練の実施)

●救急隊員の教育訓練の充実、強化について

(昭和60年)

- ・救急隊員教育に関する都道府県の役割
- ・救急隊員教育に対する消防学校の役割 など

●救急隊員資格取得講習その他救急隊員の教育訓練の充実強化について (平成元年)

- ・現任の救急隊員に対する教育訓練体制の充実
- ・消防学校と消防機関の協力体制の構築 など

●救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について(平成20年)

- ・2年間で128時間以上の再教育が実施できる体制の整備
- ・医師に直接指導を受ける病院実習体制の構築
- ・最低2年間で48時間程度の病院実習の実施
- ・「病院実習の手引き」の提示 など

教育に係る現状と課題 〈課題〉

過去の検討結果等

平成22年度救急業務高度化推進検討会

メディカルコントロール作業部会

※検討会報告書第4章「まとめ」より

- ・救急隊員の教育の実施状況は、消防本部の規模や体制、財政状況等について大きな違いがある
- ・業務量が多く、教育に十分な時間をかける余裕がない
- ・教育を担う救急専門医が少ないことに加え、地方では医師不足のため救急の受入自体が難しくなっており、救急救命士を受入れる研修自体が少なくなっている。

- 救急隊員に必要な知識・技能の水準を示した標準的カリキュラムの策定が必要である
- 指導的立場を担う救急救命士の資格要件や養成方法を検討すべきである
- 教育に対し、先進的取組みを行っている地域の事例について調査・研究を実施すべきである

引き続き課題等について検討

平成24年度 救急に携わる隊員の教育のあり方作業部会

全国で一定の質が担保された教育の実施に向けた検討

教育強化体制の検討項目(案)

救急救命士



- ・ 指導的立場の救急救命士
指導的救命士の必要性
指導的救命士の要件・教育内容 など
- ・ 救急ワークステーション
全国WSの実態調査・分析
導入可能なWSのあり方検討 など

救急隊員



- ・ 生涯教育のあり方
OJTのあり方
Off-JTのあり方 など
- ・ 救急隊全体における教育
小隊訓練など、隊としての研修・
教育のあり方 など

通信指令員 ※救急に係る教育の検討



- ・ 指令員による口頭指導等
新しい口頭指導プロトコルの検討・
実態把握 など
- ・ 指令員の救急教育体制のあり方
先進事例の調査・分析
教育カリキュラムの検討 など

全国で実施可能となるための成果物の検討
※比較的小規模な消防本部でも実施可能な成果物

平成24年度 救急業務に携わる職員の 教育のあり方に関する作業部会

検討内容

1. 救急救命士の資格を有する 職員の教育のあり方についての検討



救急救命士の再教育について 〈現状①〉

(平成19年度救急業務高度化推進検討会報告書から抜粋)

(1) 再教育の対象とすべき項目

- ・病態 循環虚脱／呼吸不全
- ・疾患 急性冠症候群／脳卒中／重症喘息
アナフィラキシー／低体温／溺水等

※10疾患

(2) 地域の再教育体制のあり方

- ・再教育に必要な活動実績の把握※自己管理表等
- ・日常的な教育体制※症例検討会、シナリオトレーニング等
- ・病院実習 ※病院実習の体制の構築等

(3) 再教育に費やす時間

- ・2年間に128時間以上が望ましい
- ・病院実習には最低2年間に実質48時間程度を当てなければならない



通知発出

●救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について
(平成20年12月26日 各都道府県消防防災主管部(局)長宛)

- ・上記検討会報告を受け、再教育体制のあり方を示した
- ・「救命士の再教育に係る病院実習の手引き」を示した

救急救命士の再教育について 〈現状②〉

※平成22年度救急業務高度化推進検討会MC作業部会結果
(隊員教育に関するアンケート結果より)

1. 救急救命士再教育実施時間(2年間)のうち病院実習の時間

病院実習	時間
全国平均	78. 2

(時間)

2. 救急救命士の病院実習以外の履行内容と実施時間

病院実習以外の履行内容	時間(平均)
基礎行為手技の維持・向上	16. 0
特定行為手技の維持・向上	12. 0
重傷度・緊急度評価と病態の把握	10. 4
安全・清潔管理	4. 6
医療機関選定のための判断・交渉能力	3. 6
トラブル事例に関する検討と対策等	2. 0
その他接遇・倫理関連	1. 4
救急活動に伴う法律関係	0. 9
その他	4. 7

(時間)

救急救命士の再教育について 〈課題〉

※平成21年度メディカルコントロールの地域格差に関する研究
(財団法人救急振興財団)報告書より

- ・救急救命士の再教育に関しては、再教育を医師に任せてしまっている、または任せざるを得ない状況があることが示唆される
- ・再教育については、メディカルコントロールの大きな柱の一つであるが、プロトコルの策定や事後検証に比べて、その実施率は高くない。これは他に比べてさらに人員等が必要になるからと考えられる
- ・再教育に対して、MC協議会で専門部会の設置比率が小規模消防本部で少ない傾向にあることから、人口規模の少ないところほど再教育プログラムが進みにくいことを示していると思われる



今後、指導的救急救命士の育成要件や、全国で一定の質が担保された再教育が実施できるよう検討が必要

〈1〉救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方検討項目(案)

(1) 指導的立場の救急救命士※について

(※以下、「指導的救命士」という。)

- ①指導的救命士の必要性(過去の検討結果等)
- ②指導的救命士の要件(求められる資格等)
- ③指導的救命士の育成・指導方法
- ④他の救急隊員への指導内容(救急隊員班(隊員活動)と関連)
- ⑤先進事例の調査・研究
(例: 千葉市消防局、福岡市消防局など) など

(2) 救急ワークステーションについて

- ①ワークステーション方式の実態調査
(先進事例: 札幌市消防局、北九州市消防局など)
- ②全国で実施可能なワークステーション方式の検討
など

(3) その他

その他必要な検討

⇒※全国アンケート調査の実施

【参考】先進的取組事例(千葉市) (指導的立場の救急救命士による教育例①)

指導的救命士による教育体制

●千葉市消防救急業務規程で「指導救命士」を位置付け、運用要綱を設けて教育体制を構築(平成22年4月～)

●指導的救命士の要件

○要件:消防司令補以上の階級
救命士歴10年以上

挿管・薬剤投与の現場経験者

○上記要件の中から所属長(署長)が推薦

○指名にあたっては試験(実技・面接等)があり、指導力等の適正を見る。最終的には選考結果に基づき消防局長が指名

●指導的救命士の位置付け

○任期は2年、定数は消防局全体で4名
(再任は1回まで～最長4年)

○「指導救命士」の証



※エンブレムを
付けシンボル化

●指導的救命士の役割

○救急科(初任科対象)における講師

○救急救命士再教育における講師

○その他消防学校、所属研修の講師など

【参考】先進的取組事例(福岡市) (指導的立場の救急救命士による教育例②)

指導的救命士による教育体制

- 「指導救急救命士運用要綱」を新たに設けて教育体制を構築(平成24年4月～)※今年度から
- 指導的救命士の要件
 - 要件:消防司令補の階級
救命士資格取得後3年以上現場経験
挿管・薬剤の両方又はいずれか認定
救命士
 - 上記要件の中から局長が指名
- 指導的救命士の位置付け
 - 任期は原則1年、再指名は可能
 - 各署各部に1名(7署2交代合計14名)
 - 各署の救急係長を補佐し教育指導を実施
 - 指導的救命士の証
- 指導的救命士の役割
 - 各署の小隊訓練の指導
 - 署内事後検証の統括及び検証会議へ参加
 - ワークステーション研修の研修目標の検討
 - 新たに救急隊へ配属された職員への教育



※エンブレムを
付けシンボル化

【参考】先進的取組事例(札幌市) (救急ワークステーションによる教育例①)



札幌市消防局救急ワークステーション

【沿革】

平成7年10月に市立札幌病院敷地内に新設

【概要】

鉄筋コンクリート造2階建延べ面積326.54㎡(建築面積230.08㎡)

車庫・救急車両消毒室・研修室等

ワークステーションでの生涯研修等

- 救急指導係員(消防局)をWSに配置し運用
- 救急救命士就業前研修
- 救急救命士生涯研修
 - 1年次研修(上記1年後)
 - 2年次研修(翌年)
 - 救急隊長研修
 - 救急担当係長研修 など
- ◎救急活動事例研究会(年4回程度開催)
- ◎事後検証への参画(一次検証:CPA事例等)
- ◎救命士の生涯研修カリキュラムの見直し作業
- ◎医師搬送基準の見直し作業等の実施 など

指導的立場の救急救命士(救急指導係)

- 指導的立場となる長期研修制(救命士)の配置
(ワークステーションや救急現場での指導)

【参考】先進的取組事例（北九州市） （救急ワークステーションによる教育例②）



北九州市消防局救急ワークステーション

【沿革】

平成20年6月に市立八幡病院敷地内に新設

【概要】

車庫・消毒室・待機室・事務所等

ワークステーションの位置付け

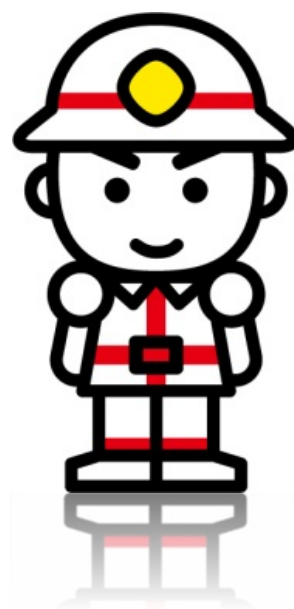
- 救急指導係員（消防局）をWSに配置し運用
 - 通常の救急出動と共に高度救急隊（特殊災害での救急指揮隊）としても位置付け
 - 救急指導係として消防局の事務も実施
- 全救急隊を対象とした教育訓練の実施
 - 第1期：基本訓練（CPRなど基本手技）
 - 第2期：連携訓練（訓練想定に基づく連携）
 - 第3期：シミュレーション訓練
- 事後検証への参画
- 院内教育（救命士就業前・再教育）の指導

など

指導的立場の救急救命士（救急指導係）

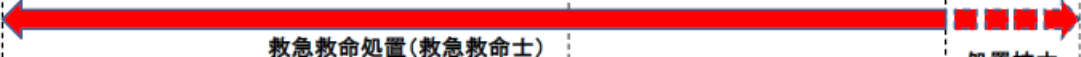
- 指導的立場の救急救命士として、（財）救急振興財団救急救命九州研修所の教官経験者を配置

2. 救急隊員の資格を有する職員の教育のあり方についての検討



〈参考〉救急隊員と救急救命士の処置範囲

一般人でも可能	医師の包括的な指示(救急救命士) 医師による指導・助言(救急隊員)		医師の具体的指示 (特定行為)
・胸骨圧迫心マッサージ ・呼吸吹き込み法による人工呼吸 ・圧迫止血 ・骨折の固定 ・ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去 ・体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察 ・必要な体位の維持、安静の維持、保温	・口腔内の吸引 ・経口エアウェイによる気道確保 ・バグマスクによる人工呼吸 ・酸素吸入器による酸素投与	・自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージの施行 ・特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持 ・自動式除細動器による除細動 ・聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取 ・血圧計の使用による血圧の測定 ・心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送 ・鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去 ・経鼻エアウェイによる気道確保 ・パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定 ・ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定	・自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与 ・精神科領域の処置 ・小児科領域の処置 ・産婦人科領域の処置 ・気管内チューブを通じた気管吸引 ・乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液 ・食道閉鎖式エアウェイ又はラリリングアルマスク又は気管内チューブによる気道確保 ・エピネフリンの投与(左記による投与を除く) ・血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与 ・重傷喘息患者に対する吸入刺激薬の使用 ・心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施



救急救命処置(救急救命士)



応急処置(救急隊員)



処置拡大
(三行為)

●救急隊員が行う応急処置等の基準(過去の主な経緯)

○昭和53年3月 救急業務研究会中間報告(恩地裕会長)

- ・医学的観点から、初めて応急処置の基準が示される

◎昭和53年7月 各都道府県知事あて消防庁長官告示

- ・上記報告を受け「救急隊員が行う応急処置等の基準」を制定

○平成2年11月 救急業務研究会基本報告(大塚敏文会長)

- ・応急処置の範囲拡大について検討

◎平成3年8月 各都道府県知事あて消防庁長官告示

- ・上記報告を受け「救急隊員が行う応急処置の基準」の一部改正(聴診器・血圧計・心電計・ショックパンツ・経鼻エアウェイの使用等)(処置範囲の拡大に伴い救急Ⅱ課程、救急標準課程を新設)

○平成4年2月 救急救命処置検討委員会報告(竹中浩治委員長)

- ・一般市民が行う「応急手当」と、救急隊員の「応急処置」、救急救命士の「救急救命処置」の範囲を整理した

◎平成16年8月 各都道府県消防防災主管部長あて通知

- ・自動体外式除細動器(AED)の使用について応急処置に追加

<参考>消防職員に対する救急専科教育

<救急科>※平成16年～

教科目	分類指標	時間数
救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論 解剖・生理 社会保障、社会福祉 救急実務及び関係法規	五十
応急処置の総論	観察 検査 応急処置総論 応急処置各論 救急医療・災害医療	七十三
病態別応急処置	心肺停止 ショック・循環不全 意識障害 出血 一般外傷 頭部・頸椎損傷 熱傷・電撃症 中毒 溺水 異物（気道・消化管） 小児・新生児 高齢者 産婦人科・周産期 精神障害 その他の創傷の処置等	六十七
実習・行事		三十五
合計		二百五十

※「消防学校の教育訓練の基準」

※参考<旧：救急Ⅰ課程>

科目分類（大・中）	救急業務の総論	応急処置に必要な解剖生理	応急処置の基礎と実技	傷病別応急処置	救急用具・材料の取扱い	救急実務及び関係法規	実地研修、教育効果測定及び行事	合計
時間数	四	八	四十二	四十三	七	一〇	二十一	百三十五
総論	救急業務の総論		観察等 心肺そ生 止血 被覆及び固定 保温、体位管理及び搬送等	外傷の応急処置 特殊傷病の応急処置 疾病の応急処置 分娩及び新生児の取扱い				
応急処置に必要な解剖生理		総論及び身体各部の名称						

〈1〉救急隊員の教育体制（課題）

※平成22年度救急業務高度化推進検討会MC作業部会結果など

- ・救急隊員の教育の実施状況は、消防本部の規模や体制、財政状況等によって大きな違いがある
- ・業務量が多く、教育に十分な時間をかける余裕がないとする消防本部が多い
- ・小規模消防本部ほど消防隊と兼務の隊員が多く、救急だけに多くの時間が割けない実情
- ・教育すべき内容が多すぎる、あるいは教育のための指導者が不足しているとする消防本部が多い
- ・国から具体的な指針が示されていない、あるいは効果的な教育方法が分からないとする消防本部が多い



今後、消防本部の規模や体制にかかわらず、全国で一定の質が担保された教育が実施できるよう検討が必要

〈2〉救急隊員の資格を有する職員の教育のあり方検討項目（案）

（1）救急隊員の生涯教育のあり方について

①救急隊員の生涯教育の必要性（過去の検討結果等）

②生涯教育の内容

※指導救命士による教育のあり方～（救命士班と密接に関連）

③OJT、Off-JTでの教育内容、研修手法のあり方

④先進事例の調査研究

（例：北海道紋別地区消防組合消防署興部支署・病院前救護救急医療勉強会（OPSの会）

・小山・芳賀地域分科会救急隊員研修）

など

（2）救急隊全体における教育のあり方について

①必要となる教育について（小隊訓練、連携訓練など）

②先進事例の調査研究

（例：神戸市消防局救急技術研修会など）

など

（3）その他

①e-ラーニング（e-カレッジ）等の活用方策

②その他必要な検討

など

⇒※全国アンケート調査の実施

【参考】先進的取組事例(小山・芳賀地域) (OJTによる隊員教育の例) ※栃木県

小山・芳賀地域分科会
(地域メディカルコントロール)

※分科会会長:自治医科大学救命
救急センター 鈴川センター長

●地域MCの枠組みで分科会事務局を立ち上げ

- 小山市消防本部
- 芳賀地区広域行政事務組合消防本部
- 石橋地区消防組合消防本部
- 筑西広域市町村圏事務組合消防本部

●分科会での様々な活動

- プロトコルワーキンググループ(WG)
- ドクターカーWG
- MC検証会
- 救急隊員再教育
- その他



WGの様子

(HP、メーリングリストの開設など)

救急隊員等への教育体制

※(参考)平成22年度救急業務
高度化進検討会報告書

●小山・芳賀地域分科会救急研修会の開催

- 救急救命士
- 救急隊員
- 消防隊員
- 通信指令員

救急隊員のみならず、他の消防
職員に対しても救急研修を実施

【参考】先進的取組事例(紋別地区)

(Off-JTによる隊員教育の例) ※北海道

興部進歩の会(OPSの会)

※紋別地区消防組合興部支署

※幹事長:旭川医療センター玉川先生

●誰もが参加できる自主的な勉強会として発足

○平成12年12月～

○小規模消防本部として地域MCやOJTを含め研修等の機会が少ないこと、自己努力だけでは限界があること等が背景
⇒知識・技術修得の機会を自ら創出

●活動内容

○現在までに100回以上の勉強会を開催

○勉強会では、救急の基本手技から症例検討、病院前外傷処置、G2010など、実技や講義等を織り交ぜた幅広い内容で実施



※留萌管内救急勉強会

○その他に書籍の出版、ホームページの開設等、幅広く活動

○現在は救急隊員だけではなく、消防隊員、医師、看護師など様々な職種が参加。また、紋別地区以外に道内各地で勉強会が開催されている



【参考】先進的取組事例(神戸市)

(OJTによる救急隊教育の例) ※兵庫県

救急技術研修会

●シミュレーション実習を通じて「隊活動」を評価し、
隊員間の連携や隊員個々の技術の向上を図る

○平成7年度～※計17回開催

●救急技術研修会の特長

○毎年テーマを決めてブラインド形式で実施
(メディカルラリーの1ブースのようなもの)

○負傷者役(ムラージュ実施)や通報者役、
野次馬、警察官等を配置し“現場”を演出

○技術面と共に“接遇面”を重視した訓練

○内容例: 交通事故での複数傷病者、
アナフィラキシーショック など

○終了後に救急指導医が講評・指導を実施

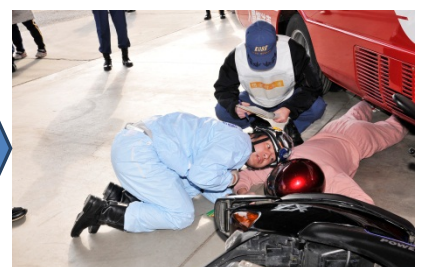
交通事故の例



現場全体の把握



暴れる事故当事者



初期観察の実施など

アナフィラキシー ショックの例



現場到着・観察



CPAに容体変化



終了後医師による指導

3. 通信指令員の救急に係る 教育のあり方についての検討



〈 参 考 〉 消 防 本 部 に お け る 通 信 指 令 担 当 部 局 の 位 置 付 け

【通信指令担当部局の概要】

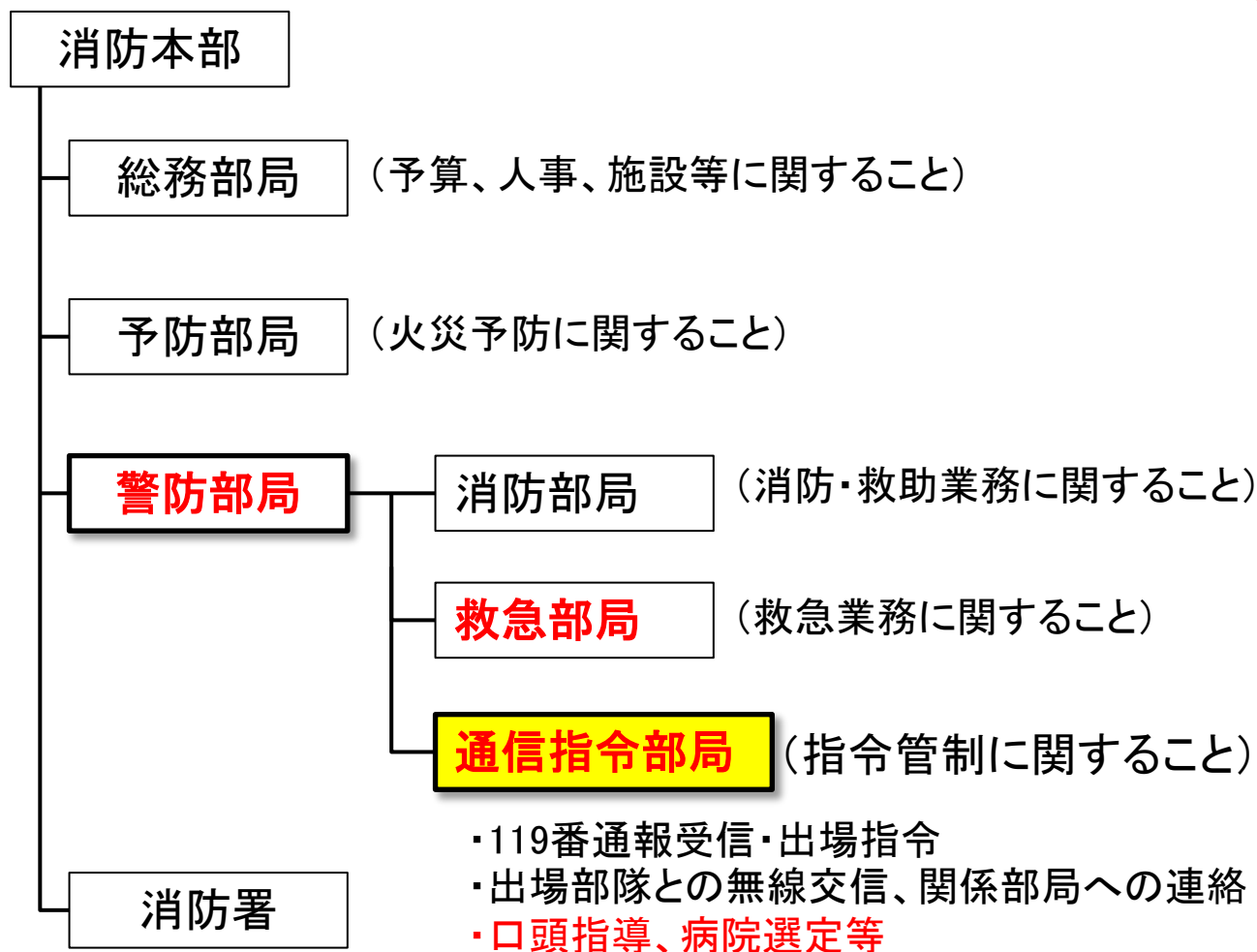
火災や事故などで119番通報されると、消防本部または消防署に配置された通信指令担当部局へつながる。(消防本部の規模によっては、他の業務と兼務(交代制)で通信指令業務を行っている。)

(消防力の整備指針 第33条)

消防本部及び消防署に、常時、通信員を配置するものとする。

消防本部に配置する通信員の総数は、おおむね人口10万ごとに5人とし、そのうち、常時、通信指令管制業務に従事する職員の数は、2人以上とする。ただし、通信施設の機能等により、効率的な対応が可能な場合にあっては、当該通信員の総数を減ずることができる。

【消防本部の配置イメージ】



※通信指令部は警防部局の一部として、消防・救助・救急すべての通信管制、部隊運用等を掌る。また、すべての通信指令員が救急隊員資格を有するとは限らない。

〈参考〉各消防本部における 指令業務の例（規模別）

※消防本部ホームページ等から引用

●管轄人口100～150万人規模の通信指令業務の例



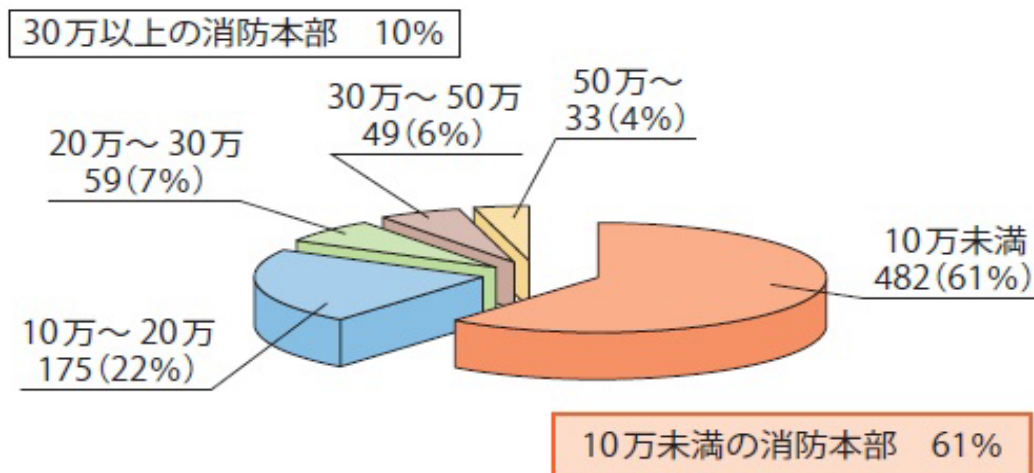
●管轄人口10～30万人規模の通信指令業務の例



●小規模消防本部の通信指令台（1～2名で担当）



【参考】管轄人口規模別消防本部数（平成23年4月1日現在）



（備考）「平成23年版 消防現勢」（全国消防長会）により作成

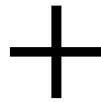
求められる通信指令員のスキル

※救急に関するスキル

通信指令員のベースとなる基礎的な知識・技能等

- ・指令システム等機器操作のため必要な技能
- ・119番受信のための基本的な技能(接遇・迅速な指令等)
- ・無線交信のための技能(部隊運用等)
- ・消防本部ごとに定める出動計画等の習熟

など



救急に係る通信指令員に求められる知識・技能等

医学的知識に基づく119番受信・指令等の技能

- 医学的知識に基づいた聴取技能
- 緊急度・重症度判断のための技能
- 口頭指導実施のための技能
- 病院選定に必要な医学的知識

など

〈 3 〉 通 信 指 令 員 の 救 急 に 係 る 教 育 の あ り 方 検 討 項 目 (案)

(1) 指令員による口頭指導のあり方について

①口頭指導プロトコルの検討

(※「緊急度判定あり方検討会」と関連)

②指令員による口頭指導要領

(要領・教育方法等事例調査)

など

(2) 救急指令業務に関する教育のあり方について

①指令員の教育体制のあり方について

(先進事例報告:横浜市消防局)

②指導的救命士の関与、救命士指令員の関与等

③全国統一的な救急に関する教育カリキュラムの検討

など

(3) その他

その他必要な検討

【参考】先進的取組事例(横浜市) (救急に係る指令員教育の例)

ディスペッチャー養成教育 ※レギュラーコース(新任職員対象)

(カリキュラム内容)

指令管制基礎教育	指令員の役割、指令システムの概要、災害種別・出動計画、災害(NBC・地震・風水害・都市災害等)、部隊運用要領、(効果測定)	13
指令管制実務教育	119番受信対応要領、指令管制要領、機器操作要領、口頭指導要領、無線交信要領、緊急度・重傷度識別要領、救急同乗実習、応急手当講習、(効果測定)	93
医学基礎教育	MC体制、救急医療体制、解剖生理、頭部外傷、脳・心・呼吸器疾患、高エネルギー外傷など(効果測定)	30
	合 計	140

(時間)



アドバンスコース受講救急救命士指令員
による教育指導

ディスペッチャー養成教育※アドバンスコース(救命士指令員対象)

(カリキュラム内容)

救命指導医による講習	上記レギュラーコース受講者に対する教育指導方法等	
	合 計	16

(時間)

教育のあり方に関する作業部会 今年度検討事項一覧(再掲)

教育のあり方に関する作業部会

- 全体の方向性、各班関連事項についての調整、など



救急救命士

- 指導的救急救命士の育成について
- 救急ワークステーションについて
- その他必要な検討

救急隊員

- 救急隊員の生涯教育のあり方について
- 救急隊全体における教育のあり方について
- その他必要な検討

通信指令員

- 口頭指導等のあり方について
- 通信指令員の救急に係る教育のあり方について
- その他必要な検討

報 告

救急業務のあり方に関する検討会(親会)

救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会

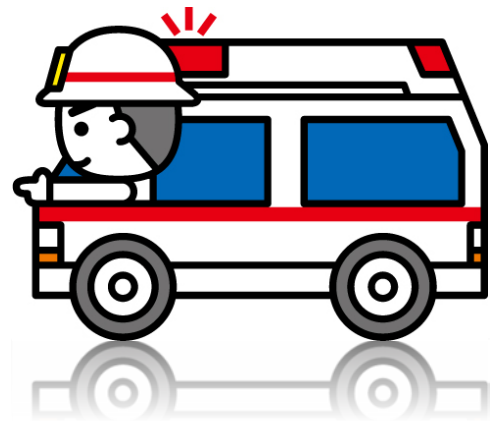
●スケジュール(予定)

H24年	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
あり方検討会		○ (部会設置承認)			○ (中間報告)		○ (検討会で報告)
作業部会			● 第1回	● 第2回		● 第3回	
作業班(3)			☆ (班検討)	☆ (中間案)	☆ (班検討)		

- ※教育作業部会については年内に3回の開催を予定
- ※教育各作業班(3班体制)での検討については、進行状況を見て適宜開催する(3回程度)

〈備 考〉

4 . 【 救 急 業 務 実 施 基 準 】 別 表（ 救 急 車 両 積 載 資 器 材 ） の 見 直 し 検 討



【参考】「救急業務実施基準」 (救急車両に備える資器材)

救急業務実施基準(昭和39年自消甲教発第6号)(抄)

(救急自動車に備える資器材)

第十三条 救急自動車には、次の各号に掲げる資器材を備えるものとする。

一 応急処置等に必要な資器材で別表第一に掲げるもの

二 通信、救出等に必要な資器材で別表第二に掲げるもの

2 消防長は、救急自動車には、前項に定めるもののほか、別表第三に掲げる資器材を備えるよう努めるものとする。



●救急自動車に備える救急資器材については、「救急業務実施基準」の別表第一～第三に規定(資料3)



※これに基づき各消防本部では、救急業務規程等で必要な資器材を定めている

【参考】「救急業務実施基準」 (救急資器材に関する規定)の経緯

救急業務の法制化に伴う必要資器材について規定(S.39)

救急処置等に必要な
資器材

通信、救出等に必要な
資器材

「救急隊員の行う応急処置等の基準」
制定に伴う必要資器材について規定
(S.59) 救急業務研究会「救急施設整備研究委員会」

【別表3】

観察用資器材

・血圧計・聴診器等

呼吸循環器管理用

・経鼻エアウェイ

・喉頭鏡等

通信用

・心電図伝送装置

・自動車電話 など

備えることに努めるもの

「救急隊員の行う応急処置等の基準」の一部改正(応急処置
の範囲拡大)に伴う必要資器材について規定(H.3)

その後のさらなる処置拡大や、新たなICTの導入
などを背景に、現状に即した“積載が必要となる資
器材”(＝基準別表)の見直し・検討が必要

検討後(アウトプット)

救 急 業 務 実 施 基 準 (別 表) の 一 部 改 正

「救急業務実施基準」(救急資器材)の見直しに関する検討作業について

●各消防本部の実情を考慮しつつ、個別具体的な検討作業が必要となることから、消防本部の実情等に精通した消防本部職員による検討を考慮する



●救急隊員教育とも密接に関連する救急資機材について、教育作業部部会のメンバーでもある消防職員が、効果的かつ実情を理解した検討を実施することが適当



「救急業務に携わる職員の教育体制強化等に関する作業部会」メンバーでもある消防本部職員が「救急業務実施基準見直し作業班」を兼ね、検討を行う



※検討された内容については、本作業部会にて検討結果等の報告を行う

救急隊員教育に関する検討結果

【経 緯】

これまでに、救急救命士を始めとする救急隊員の育成等のあり方については、消防庁主催の検討会で様々な検討が加えられてきたとともに、教育や訓練のあり方等について消防庁通知を発出してきたところである。

【「教育」に関する最近の主な検討結果】

●平成 19 年度救急業務高度化推進検討会（メディカルコントロール作業部会）

・救急救命士の再教育プログラムについて

メディカルコントロール体制の強化・充実を図る中で、メディカルコントロール協議会の果たすべき役割について検討された。

報告書では、救急救命士の担うべき基本的な役割を踏まえ、再教育の対象とする項目、病院実習におけるコアカリキュラム（救急救命士の再教育に係る病院実習の手引き）を例示するとともに、メディカルコントロール協議会の役割について明示した。

また、今後は、他の医療従事者と同様、救急救命士の再教育においても、医師による医学的裏付けの上で、経験のある救急救命士が教えることについて意見が出された。

●平成 21 年救急業務高度化推進検討会（メディカルコントロール作業部会）

・救急隊員の育成等のあり方に関する検討について

救急救命士の再教育体制については、地域のメディカルコントロール協議会や、都道府県下での教育等、再教育の内容が示されているところであるが、救急隊員に対する生涯教育については各消防本部に任されているのが現状であることから検討を行った。

報告書では、救急隊の教育訓練について、その実施主体や教育内容等を例示するとともに、救急救命士が病院実習等で実施している「評価表（チェック表）」を用いた評価、フィードバックの手法を例として挙げ、救急隊についても同様の手法を用いた教育訓練の実施を提言している。

●平成 22 年救急業務高度化推進検討会（メディカルコントロール作業部会）

・救急救命士を含む救急隊員の教育のあり方

過去の検討結果を受け、救急救命士を含む救急隊員の教育のあり方について、全国の消防本部にアンケート調査を実施するとともに、先進地域のインタビュー調査を行い、日常的な教育体制等について課題の把握、検討を行った。

報告書では、救急隊員への教育訓練を実施する上での問題点や課題として、「時間がない」「費用負担が大きい」「教育すべき内容が多すぎる」などのアンケート

※平成 22 年救急業務高度化推進検討会（メディカルコントロール作業部会）続き

結果を明らかにするとともに、各消防本部からの意見として、「教育について統一的な指針を示してもらいたい」「e-ラーニング（e-カレッジ）を用いた学習環境を整えてもらいたい」「指導的立場を担う救急救命士の資格要件があれば良い」などといった意見が寄せられ、今後、消防本部の規模や体制等にかかわらず、全国で一定の質が担保された教育を実施できるよう検討していく必要があるとした。

●平成 23 年度社会全体で共有する緊急度判定（トリアージ）体系のあり方検討会

・救急隊員・通信指令員に対する教育

本検討会においては、限られた救急医療資源を有効活用し、緊急性が高い傷病者を優先して搬送し、救命率の向上を目指していくため、その方策のひとつとして、緊急度判定の導入に向けた検討を行った。

この中で、緊急度判定プロトコルの標準的運用が実施できるよう、救急隊員、通信指令員に対しては適切な教育、訓練の機会が確保されることが不可欠であり、実際の運用場面を想定したシュミレーショントレーニング体制等、運用に支障をきたさないような準備が必要であるとされた。

【救急隊員教育に関する通知等の概要】

救急隊員（救急救命士を含む）の教育及び訓練等については、救急業務実施基準（昭和 39 年 3 月 3 日付け自消甲教発第 6 号）第 7 条、第 26 条に基づき、救急隊員の教育訓練が行われており、「救急隊員の教育訓練の充実、強化について」（昭和 60 年 4 月 8 日付け消防救第 32 号）、「救急隊員資格取得講習その他救急隊員の教育訓練の充実強化について」（平成元年 5 月 18 日付け 消防救第 53 号）、「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について」（平成 20 年 12 月 26 日付け 消防救第 262 号）と、それぞれ通知が発出されている。

救急業務実施基準（昭和 39 年 3 月 3 日付け自消甲教発第 6 号）（抄）

第 7 条

消防長は、隊員に対し、救急業務を行うに必要な学術及び技能を習得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。

第 26 条

消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を策定しておくものとする。

2 消防長は、毎年 1 回以上前項に定める計画に基づく訓練を行うものとする。

救急隊員の教育訓練の充実、強化について（昭和 60 年 4 月 8 日付け消防救第 32 号）（抄）

・都道府県においては、消防学校及び管下消防本部の職場における救急隊員教育の実績、効果等を踏まえるとともに、管下消防本部とも十分行儀を行った上で、救急隊員教育に係る相互の役割と教育目的を明確にし、全体としても整合のとれた教育システムを構築するよう努めること。また、医師会、救急医学会等との連携強化、消防大学校への計画的派遣、適任者名簿の作成等により、救急隊員教育の指導者の確保、養成に努めること。

・教育の一部を医師等の外部講師に依頼する場合には、事前に講習の趣旨、カリキュラムの編成、講義内容の調整、効果測定の実施方法等について十分協議を行い、教育効果が上がるよう配慮するとともに、事後にも、受講者からの意見、要望等を参考にして以後の教育方針について検討するなどの方策を講じることが望ましいこと。

・消防学校における救急隊員教育の効果を上げるため、実技、事例研究、視聴覚教育等の教育方法をできるだけ取り入れるとともに、これらに用いる教材特に心肺そ生訓練用人形及び視聴覚教材の計画的整備に努めること。

・都道府県において、消防学校における再教育と職場における再教育との役割分担を明確にし、それぞれが相まって効果を上げるよう配慮すること。

・消防本部が行う職場における再教育については、救急隊員の資質、能力、救急患者の動向等をふまえ、教育目標を明確にし、年間教育計画を立てるなどして、積極的かつ計画的に実施すること。

・消防学校が行う再教育については、その波及効果を考慮して指導者養成を重点すべきであり、救急隊員の再教育課程が未設置の消防学校にあっては、その設置に積極的に取り組むこと。

救急隊員資格取得講習その他救急隊員の教育訓練の充実強化について

(平成元年 5 月 18 日付け 消防救第 53 号) (妙)

第 2 現任の救急隊員に対する教育訓練体制

2 消防機関においても、本部単位又は署所単位に基礎的技術の反復習熟訓練や日々の救急時間を活用した事例研究を行うなど、職場の特性をいかした教育訓練に創意と工夫をこらし、その積極的かつ計画的な実施に努めること。

(中略)

3 消防学校及び消防機関においては、互いに協力し、平素から、救急隊員の教育訓練に係る相互の役割分担やこれに基づく教育訓練の内容、方法等について協議や意見交換ができる場の設置を図り、それぞれが相まって全体として整合性のとれた体系的な教育訓練が効果的に実施できるよう努めること。

救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について

(平成 20 年 12 月 26 日付け 消防救第 262 号) (妙)

1 救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育

(1) 再教育のあり方

メディカルコントロール協議会は 2 年間で 128 時間以上の効果的な再教育が実施できるよう体制整備を図らなければならない。体制整備にあたり、救急救命士個々の活動実績に応じた再教育に取り組むことが望ましい。

ア 再教育に必要な活動実績の把握

救急救命士の活動実績には、実際に対応した症例に加え、事後検証によって救急救命士が受けた指導や各種学会への参加など自己研鑽等を含み、これらの活動実績をデータベースとして整えるなどの体制の構築を図ること。

イ 日常的な教育体制

救急救命士の個々の活動実績に照らし合わせて、不足している項目、自己研鑽が必要と思われる項目について修得できるような症例検討会、実践技能教育コース、集中講義、シナリオトレーニング等を計画的に立案し、この実施を図ること。なお、これらは医師による医学的な裏付けを必要とする。

ウ 病院実習

病院前救護に関する日常的な教育体制を構築した上で、活動実績に応じて医師の直接的な指導を受けることができる病院実習の体制を構築すること。

(2) 再教育に費やす時間

再教育に費やす時間としては二年間に百二十八時間以上であることが望ましい。病院実習は再教育の一環として位置付けたものであるが、病院実習には最低二年間に四十八時間程度を充てなければならない。

(3) 病院実習の実習施設について

救急救命センターや ICU を有する施設に限ることなく、メディカルコントロール協議会によって検討したうえで、地域の二次救急医療機関を含め広く協力を求めること。

(4) 病院実習の内容について

「救急救命士の再教育に係る病院実習の手引き」を基本とした病院実習の実施

【参 考】救 急 業 務 実 施 基 準

【救急業務実施基準】（昭和 39 年自消甲教発第 6 号）（抄）

（救急自動車に備える資器材）

第十三条 救急自動車には、次の各号に掲げる資器材を備えるものとする。

- 一 応急処置等に必要な資器材で別表第一に掲げるもの
 - 二 通信、救出等に必要な資器材で別表第二に掲げるもの
- 2 消防長は、救急自動車には、前項に定めるもののほか、別表第三に掲げる資器材を備えるよう努めるものとする。

（別表第一）

観察用資器材

体温計

検眼ライト

呼吸・循環管理用資器材

自動式人工呼吸器一式

手動式人工呼吸器一式

心肺蘇生用背板

酸素吸入器一式

吸引器一式

創傷等保護用資器材

副子

三角巾

包帯

ガーゼ

ばんそうこう

止血帯

タオル

保温・搬送用資器材

担架

まくら

敷物

保温用毛布

雨おい

消毒用資器材

噴霧消毒器

その他の消毒器

各種消毒薬

その他の資器材

氷のう・水まくら

臍帯クリップ

はさみ（一組）

ピンセット（一組）

手袋

マスク

膿盆

汚物入

手洗器

洗眼器

その他必要と認められる資器材

備考

自動式人工呼吸器一式には、自動式人工呼吸器、開口器、舌紺子、舌圧子、エアーウェイ、バイトブロック、酸素吸入用鼻孔カテーテル及び酸素ポンベを含むものとし、手動式人工呼吸器一式及び酸素吸入器一式に含まれる資器材と重複するものは共用できるものとする。

（別表第二）

通信用資器材

車載無線機

救出用資器材

救命浮輪

救命綱

万能斧

その他の資器材

保安帽

救急かばん

警笛

懐中電灯

その他必要と認められる資器材

(別表第三)

観察用資器材

血圧計

聴診器

血中酸素飽和度測定器

心電計

呼吸・循環管理用資器材

経鼻エア－ウェイ

喉頭鏡

マギール鉗子

ショックパンツ

自動式心マッサージ器

半自動式除細動器

輸液・薬剤セット一式

ラリングアルマスク・ツーウェイチューブ等

通信用資器材

心電図伝送装置

自動車電話

その他の資器材

在宅療法継続用資器材

その他必要と認められる資器材

備考

自動式心マッサージ器及び心電図伝送装置は、地域の実情に応じて備えるものとする。

様式 1 (消防本部用)

消防本部名

消防本部コード

入力者名

※救急調査オンライン処理システムで使用する
消防本部コードを入力してください

救急業務に携わる職員の教育のあり方に関するアンケート調査

(案)

1. 平成24年4月1日時点での貴本部の概要についてお伺いします。
貴本部の管轄人口について、下記の区分から選択ください。
(該当する番号を選択ください)

問 1

回答

内訳

消防本部の規模 (管轄人口別)

1. ~ 3 万人未満

2. 3 万以上 5 万人未満

3. 5 万以上 1 0 万人未満

4. 1 0 万以上 3 0 万人未満

5. 3 0 万以上 5 0 万人未満

6. 5 0 万人以上 ~

問 2 貴本部に所属する救急救命士数を、年齢別に入力してください。
(合計と内訳が一致するようにご記入ください)

問 2

回答

内訳

救急救命士数 合計

① ~24歳

② 25 ~29歳

③ 30 ~34歳

④ 35 ~39歳

⑤ 40 ~44歳

⑥ 45 ~49歳

⑦ 50 ~54歳

⑧ 55 歳以上

人

人

人

人

人

人

人

人

問 3 平成23年度の新規採用職員数は何人でしたか。

問 3

回答

人

問 4 平成23年度の新規採用職員のうち、救急救命士資格取得済者は何人でしたか。
(当該年度に採用し、採用後すぐの国家試験合格者 (23年4月に合格した者) を含みます)

問 4

回答

人

2. 貴本部における救急救命士の再教育の状況についてお伺いします。

問 5 再教育を実施する時間はどのように定めていますか。

問 5

回答

2年間で合計

(うち) 病院実習

時間

時間

問 6 救急救命士の再教育とすべき項目 (下記6-1) についてカリキュラムとして定めていますか。

問 6

回答

枝問6-1 問6で「定めている」と回答した場合、下記の病態、疾患についてどの程度実施していますか。
(主に定めている項目について記載をお願いいたします。一部でもかまいません。※年間)

枝問6-1

回答 (年間)

病態

循環虚脱

病院実習

時間

病院実習以外

時間

呼吸不全

病院実習

時間

病院実習以外

時間

急性冠症候群

病院実習

時間

病院実習以外

時間

脳卒中

病院実習

時間

病院実習以外

時間

重症喘息

病院実習

時間

病院実習以外

時間

アナフィラキシー

病院実習

時間

病院実習以外

時間

外傷

病院実習

時間

病院実習以外

時間

妊娠

病院実習

時間

病院実習以外

時間

溺水

病院実習

時間

病院実習以外

時間

電撃症、熱傷

病院実習

時間

病院実習以外

時間

低体温

病院実習

時間

病院実習以外

時間

小児疾患

病院実習

時間

病院実習以外

時間

- 問 7** 病院実習以外の再教育の実施方法はどのように定めていますか。
1. クレジット制・単位制で実施している
(活動内容にポイントを定め、ポイントの合計を把握する方法)
 2. 規定時間分の具体的なカリキュラムを定めている
 3. その他(具体的な内容を入力)
 4. 病院以外の実施方法は定めていない

回答	
(3. その他の場合) 具体的に	・

問 8 平成23年中に実施した病院実習以外の再教育では、下記の履修内容を定めていますか。定めている場合おおよその時間をご記入ください。

回答	①安全・清潔管理		時間
	②基礎行為手技(特定行為以外)の維持・向上		時間
	③特定行為手技の維持・向上		時間
	④特に生命の危機にある傷病者において迅速な重症度・緊急度評価と病態の把握		時間
	⑤医療機関選定のための判断・交渉能力		時間
	⑥トラブル事例に関する検討と対策等		時間
	⑦その他接遇・倫理関連		時間
	⑧救急活動に伴う法律関係		時間
	⑨その他		時間
		(⑦を実施している場合) 具体的な内容	・
	(⑧を実施している場合) 具体的な内容	・	

3. 貴本部における指導的立場の救急救命士についてお伺いします。

問 9 指導的立場の救急救命士(以下、「指導的救命士」という。)を要綱等で定めていますか。

※2と回答した本部は、問13へ

要綱等	要綱等の有無		年
	(1. のうち、運用開始時期) 西暦		
	(その名称) 例: 「指導救命士」等		

(1) 問9で1. と回答した本部にお聞きします。(問10～12)

問 10 指導的救命士の要件はどのように定めていますか。また、人数は何人いますか。

要件等	年齢	
	階級	
	拝命年数	
	救命士年数	
	資格	
	試験	
	その他要件等(自由回答)	・
人数	指導的救命士の数	人

問 11 指導的救命士にはどのような役割がありますか。

具体的な役割等について記入してください。(自由回答)	・
----------------------------	---

問 12 指導的救命士に対しインセンティブ(特別な報酬ややりがいを高める取組)はありますか。

回答	インセンティブの有無	
1. ありの場合、その内容を記入してください。(例: 「指導救命士」の章をワッペンにして付ける) など	・	

問 1 3 指導的救命士について、あり方や役割などご自由にご意見をお願いします。

(自由意見)	
--------	--

4. 貴本部における救急ワークステーション等についてお伺いします。

問 1 4 貴本部で救急ワークステーション等を実施していますか。
 ※ここでいう「救急ワークステーション等」とは、なんらかの形（常設・派遣を問わない）で医療機関に救急隊（救急車）を派遣し、医療機関において院内研修等を行うとともに医師による救急車同乗研修を行う体制をいいます。今回、ドクターカー同乗研修についてもこれに含むものとします。

※2と回答した本部は、問18へ

回答	実施の有無		年
	(1. のうち、運用開始時期) 西暦		

(1) 問14で1. と回答した本部にお聞きします。(問15～17)

問 1 5 救急ワークステーション等（以下、「WS」という。）について教えてください。

※活動拠点とは、事務所などWSを実施するにあたり準備された場所

派遣の方式		隊 箇所
派遣隊の数		
派遣先医療機関の数		
派遣先医療機関の種別		
派遣隊の位置付け		

問 1 6 WS研修で実施している項目について教えてください。

救急外来（見学・処置介助等）	
救急外来（院内トリアージ）	
病棟（看護実習・処置介助等）	
各種検査の見学等	
各種手術の見学等	
救急車医師同乗実習	
シミュレーション訓練	
症例発表等	
各種救急講習（受講・指導）	
事後検証への参画	
ドクターカー同乗実習	
通常救急出場	
その他の取組 (自由回答)	・ ・ ・ ・

問 1 7 WSを運用するにあたっての工夫、独自の取組等があればご意見をお願いします。

※問19へ

(自由回答) 例：出場に備え院内直通のPHSを導入しているなど	
------------------------------------	--

問 1 8 問14で2と回答した本部について、WSの導入にあたって該当する項目を選択ください。

※以下3つまで選択可

WSの導入を検討中である	
管内に実施できる医療機関がない	
医療機関との連携が図れない	
保健衛生部局との連携が図れない	
費用負担がかかるため実施できない	
派遣する余裕がない（人員・車両等）	
導入するノウハウが分からない	
別途、病院実習等の機会がある	
導入するメリットがない	
その他 (自由意見)	・ ・ ・ ・

5. 貴本部における救急隊員への教育訓練の状況についてお伺いします。

問19	貴本部に所属する救急隊員数を、年齢別に入力してください。 (合計と内訳が一致するようにご記入ください)			
回答	内訳	救急隊員数 合計		人
		① ～24歳		人
		②25 ～29歳		人
		③30 ～34歳		人
		④35 ～39歳		人
		⑤40 ～44歳		人
		⑥45 ～49歳		人
		⑦50 ～54歳		人
		⑧55 歳以上		人

問20	救急隊員の教育訓練について、年間計画を定めていますか。	
1. 定めている	2. 定めていない	回答

枝問20-1	問20で「1. 定めている」と回答した消防本部に伺います。 平成23年中のおおよその教育訓練時間をご記入ください。	回答	1年間で合計	時間
			(うち) 病院実習	時間

問21	平成23年中に実施した救急隊員（救急救命士を除く）の教育訓練について、下記の履修内容を定めていますか。定めている場合おおよその時間をご記入ください。		
回答 (年間)	①安全・清潔管理		時間
	②基礎行為手技（特定行為以外）の維持・向上		時間
	③特定行為の補助技術に関する維持・向上		時間
	④特に生命の危機にある傷病者において迅速な重症度・緊急度評価と病態の把握		時間
	⑤医療機関選定のための判断・交渉能力		時間
	⑥トラブル事例に関する検討と対策等		時間
	⑦その他接遇・倫理関連		時間
	⑧救急活動に伴う法律関係		時間
	⑨その他		時間
		(⑦を実施している場合) 具体的な内容	・
	(⑧を実施している場合) 具体的な内容	・	

問22	職場を離れて行う研修は、下記の項目それぞれについてどの程度実施していますか。	
1. 1か月に1回以上 2. 2～3か月に1回		
3. 4～6か月に1回 4. 6か月以上で1回		
5. 実施していない		
回答	①症例検討会	
	②各種学会参加	
	③隊活動訓練（大規模災害訓練等）	
	④その他	
	(その他の場合) 具体的に	・

問23	各隊員の参加時間、または参加回数を本部として把握していますか。	
1. 把握している 2. 把握していない		回答

問24	各隊員の年間の参加目標を設定していますか。	
1. 設定している 2. 設定していない		回答
	(1. 設定している場合)	時間
	もしくは	回

問25	救急隊長（救急救命士以外を含む）としての人材育成策を実施していますか。	
1. 実施している 2. 実施していない		回答

問25-1	救急隊長（救急救命士以外を含む）の教育、訓練への取組についてご記入ください。 (自由回答)	
回答		

6. 貴本部における通信指令員等への救急に係る教育の状況についてお伺いします。

問26	貴本部では専任の通信指令員を配置（係の設置）をしていますか。 1. 配置している 2. 配置していない （本部職員の兼任など）	回答	

問27	貴本部では通信指令員に救急救命士を配置（一部配置含む）していますか。 1. 配置している 2. 配置していない	回答	

問28	貴本部では口頭指導プロトコルを作成し運用していますか。 1. 作成している 2. 作成していない	回答	

問29	口頭指導プロトコルを作成し運用している項目について教えてください。 1. 作成している 2. 作成していない	心肺蘇生プロトコル	
		A E Dプロトコル	
		気道内異物除去	
		止血法・指切断	
		熱傷プロトコル	
		けいれんプロトコル	
		その他 （独自に定めてい るプロトコル）	・ ・ ・

問30	貴本部では口頭指導の結果報告等を含め、事後検証に通信指令員等が関与していますか。 1. 関与している 2. 関与していない	回答	

問31	貴本部では通信指令員等に対して救急に係る教育等を実施（教育カリキュラムの策定など）をしていますか。 1. 実施している 2. 実施していない	回答	

問32	教育カリキュラムなど、教育体制、教育内容について具体的にお教えてください	(回答)	

問33	最後に、救急に携わる職員の教育のあり方について、ご自由にご意見ををお願いします	(自由意見)	

アンケートはこれで終了です。ご協力ありがとうございました